

## 給水管の寄附受入に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、水道事業（簡易水道事業を除く。）に係わる給水管の寄附の受入に関し必要な基準を定め、適正な事務処理を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 公道 次のいずれかに該当する道路をいう。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。

イ 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条に規定する国有財産又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路をいう。

ウ 浜松市法定外道路管理条例（平成17年3月24日公布浜松市条例第30号）で管理されている道路をいう。

(2) 私道 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路のうち私有財産の道路をいう。

(3) 私設代用管 道路を縦断的に占用している水道事業に係わる給水管で、上下水道部の完成検査に合格した（個人が所有する。）ものをいう。

### (寄附受入の対象)

第3条 寄附受入の対象となる給水管（個人が維持管理のために寄附を行う場合における。）は、次の各号のいずれかに該当する私設代用管とする。

(1) 公道に布設された私設代用管

(2) 私道に布設された私設代用管

(3) 前2号に掲げるもののほか、浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要があると認めた私設代用管

### (寄附の申込)

第4条 給水管の寄附の申込みは、寄附申込書（第1号様式）を管理者に提出することにより行うものとする。ただし、私設代用管を管理者が布設する配水管に切替える場合は、切替承諾書（第2号様式）により寄附手続きを省略できるものとする。

2 前項の寄附申込書（切替承諾書を除く。）には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(1) 私道水道管移管承諾書（私道に布設された私設代用管の場合に限る。（第4号様式））

( 2 ) 土地の権利状況調書(私道に布設された私設代用管の場合に限る。(第5号様式))

( 3 ) 公図写し

- 3 私設代用管の所有者が複数の場合は、浜松市水道事業給水条例(昭和33年浜松市条例第18号)第7条に規定された管理人を申込者とし、所有者全員の承諾を得ることとする。

(寄附受入の通知)

第5条 管理者は、寄附受入決定後速やかに、寄附受入書(第3号様式)により申込者へ通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知をした者から寄附受入書の再発行の申込みがあった場合は、寄附受入書の再発行を行うものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所

申込者  
(所有者)

氏名

印

寄附申込書

次のとおり寄附を申し込みます。

1 寄附物件	水道施設(附属施設を含む。)
2 寄附物件所在地	
3 寄附しようとする理由	維持管理のため。
4 寄附の条件	受入後の維持管理は、浜松市上下水道部が行うこと。
5 寄附予定期日	平成 年 月 日
6 その他	

所属・担当	課	グループ	担当者名
工事名			
管網図 No.			

第2号様式(第4条関係)

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所

申込者  
(所有者)

氏名

印

### 切替承諾書

次のとおり切替に承諾します。

1 切替物件	水道施設(附属施設を含む。)
	施工場所
	内容 管種 m
2 切替しようとする理由	浜松市上下水道部が布設する配水管に接続するため。
3 切替の条件	切替後、上記物件を廃止することを承諾します。
4 切替予定期日	平成 年 月 日
5 その他	

所属・担当	課 グループ 担当者名
工事名	
管網図 No.	

第3号様式(第5条関係)

浜上水第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

氏名 ㊟

寄附受入書

申込みのあった財産の寄附については、次により受入れます。

- 1 寄附物件 水道施設(附属施設を含む。)
- 2 寄附物件所在地
- 3 受入年月日 平成 年 月 日
- 4 その他

寄附受入物件明細

種類	口径(mm)	延長(m)	個数(個)	備考
合計				

第4号様式(第4条関係)

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

私道土地所有者住所

氏名

㊞

私道権利者住所

氏名

㊞

### 私道水道管移管承諾書

浜松市上下水道部に、浜松市 の私道に設置されている水道管  
を移管することについて、下記の条項を承諾いたします。

### 記

- 1 水道管の所有権は、浜松市上下水道部とすること。
- 2 浜松市上下水道部が、水道管の維持管理のために立ち入りすること。
- 3 私道の使用期間は水道管の存続期間中とし、使用料は無償とすること。
- 4 水道管の存続期間中は、当該施設に支障を及ぼす物件等を私道に設置しないこと。
- 5 私道の権利を第三者に譲渡したときは、譲受人その他あらたに権利を取得することになる者に対し、水道管設置部分の使用権を受け継がせること。

土地の権利状況調書

土地の地番	所有者 住所及び氏名	
	住 所	
	氏 名	⑩
	住 所	
	氏 名	⑩
	住 所	
	氏 名	⑩
	住 所	
	氏 名	⑩
	住 所	
	氏 名	⑩
	住 所	
	氏 名	⑩
	住 所	
	氏 名	⑩
	住 所	
	氏 名	⑩
	住 所	
	氏 名	⑩
	住 所	
	氏 名	⑩